

決算関係書類作成の留意点

多くの組合では、3月末で決算期を迎えます。組合に必要な決算関係書類には、「財産目録」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分案又は損失処理案」があり、中協法施行規則において、それぞれ表示しなければならない項目が具体的に定められています。

そこで、本稿では、作成に係る主な留意点を紹介します。決算関係書類の様式は、本会ホームページに掲載しており、書式のダウンロードも可能ですのでご活用ください。

財産目録（規則第82条）

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

【資産の部】

【負債の部】

【正味資産の部】

なお、土地等を所有する組合では、組合員の持分を計算する際、時価評価で計算する必要があるため、注釈として、時価評価による金額も付記することが望ましいです。

貸借対照表（規則第83条）

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

【資産の部】

○流動資産

○固定資産（有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産）

○繰延資産

【負債の部】

○流動負債

○固定負債

【純資産の部】

○組合員資本（出資金、未払込

出資金、資本剰余金、利益剰余金）

○評価・換算差額等

それぞれの項目は、さらに細分して表示することが中協法施行規則に定められておりますので、ご確認ください。

損益計算書（規則第96条）

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

【事業収益】

【賦課金等収入】

【事業費用】

【一般管理費】

【事業外収益】

【事業外費用】

【特別利益】

【特別損失】

それぞれの項目は、さらに細分して表示することが中協法施行規則に定められておりますので、ご確認ください。

また、損益計算書には、「事業総損益金額」、「事業損益金額」、「経常損益金額」、「税引前当期純損益金額」、「当期純損益金額」の表示も義務付けられています。

剰余金処分案又は損失処理案（規則第106条）

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

《剰余金処分案》

【当期末処分剰余金又は当期末処理損失金】

○当期純利益金額又は当期純損失金額

○前期繰越剰余金又は前期繰越損失金

【組合積立金取崩額】

【剰余金処分額】

○利益準備金

○組合積立金

○教育情報費用繰越金

○出資配当金

○利用分量配当金

【次期繰越剰余金】

《損失処理案》

【当期末処理損失金】

○当期純損失金額又は当期純利益金額

○前期繰越損失金又は前期繰越剰余金

【損失てん補取崩額】

○組合積立金取崩額

○利益準備金取崩額

○資本剰余金取崩額

【次期繰越損失金】

■ 剰余金処分案・損失処理案の考え方 ■

当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が0を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合は、剰余金処分案を作成し、それ以外は、損失処理案を作成します。

《剰余金処分案になるケース》

	A	B	C	D
I 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）				
1 当期純利益金額 or 純損失金額	▲10,000	▲15,000	10,000	▲3,000
2 前期繰越剰余金 or 損失金	10,500	10,000	▲15,000	▲2,000
①小計	500	▲5,000	▲5,000	▲5,000
II 組合積立金取崩額				
1 特別積立金取崩	0	2,500	2,500	2,500
2 ○○積立金取崩	0	3,000	3,000	3,000
②小計	0	5,500	5,500	5,500
合計（①+②）	500	500	500	500

※○○積立金の取崩しにより利益準備金の取崩しを要しないケースを想定しています。

《損失処理案になるケース》

	A	B	C	D	E	F
I 当期末処理損失金						
1 当期純利益金額 or 純損失金額	▲10,000	▲10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
2 前期繰越剰余金 or 損失金	▲5,000	8,000	▲15,000	▲15,000	▲10,000	▲15,000
①小計	▲15,000	▲2,000	▲5,000	▲5,000	0	▲5,000
II 損失てん補取崩額（組合積立金取崩額）						
1 特別積立金取崩額	0	0	0	2,000	0	2,500
2 利益準備金取崩額等	0	0	0	2,000	0	2,500
②小計	0	0	0	4,000	0	5,000
合計（①+②）	▲15,000	▲2,000	▲5,000	▲1,000	0	0

■ 決算整理項目 ■

★必要決算整理項目

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| ①賦課金などの未収金の計上 | ⑪1年を超える前払費用、前受収益の計上 |
| ②金融事業貸付利息などのように、重要性のある未収収益の計上 | ⑫売掛金、貸付金などの債権のうち、貸倒れになっているものの貸倒償却 |
| ③期末棚卸商品の計上 | ⑬期末債権に対する税法に定める額の貸倒引当金の繰入れ |
| ④重要性のある貯蔵品の計上 | ⑭有形固定資産のうち、使用不能のものの除去処理 |
| ⑤金融事業支払利息などのように、重要性のある前払費用の計上 | ⑮有形、無形の減価償却資産の税法に定める額の減価償却 |
| ⑥商品売買を現金主義で処理しているときの売掛金、買掛金の計上 | ⑯繰越資産の税法に定める額の償却 |
| ⑦当期の費用として処理しなければならない未払金の計上 | ⑰退職給与規程に基づいて、退職給与引当金の繰入れ |
| ⑧金融事業支払利息などのように、重要性のある未払費用の計上 | ⑱前期仮受賦課金の全額戻入れ |
| ⑨翌期の賦課金が収益計上してあった場合の前受金への振替え | ⑲前期貸倒引当金、賞与引当金の全額戻入れ |
| ⑩金融事業貸付利息などのように、重要性のある前受収益の計上 | ⑳前期以前の退職給与引当金について、退職者が出たときの戻入れ |
| | ㉑国庫補助金などがあった場合の取得資産に対する税法に定める額の圧縮記帳 |
| | ㉒税抜経理のときの仮受消費税、仮払消費税の精算 |

★任意決算整理項目

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| ①教育情報事業賦課金収入のうち、税法に定める額の仮受賦課金の繰入れ | ⑥職員への福利貸付金の利息などのうち、重要性に乏しい前受収益の未計上 |
| ②預金利息などのうち、重要性に乏しい未収収益の未計上 | ⑦教育情報費用繰越金の戻入れ |
| ③消耗品費のうち、重要性に乏しい貯蔵品の未計上 | ⑧特定の資産に対する、税法に定める額の特別償却 |
| ④事業外支払利息などのうち、重要性に乏しい前払費用の未計上 | ⑨税抜経理のときの未払消費税、未収消費税の計上 |
| ⑤事業外支払利息などのうち、重要性に乏しい未払費用の未計上 | ⑩繰延税金資産及び繰延税金負債の計上 |

※「解説 中小企業等協同組会计基準」(全国中小企業団体中央会編)より抜粋